

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	「いじめ防止対応マニュアル」を作成・周知し、全教職員のいじめについての共通理解を図り、意識啓発を行った。	引き続き、作成したいじめ防止マニュアルを全教職員に周知し、全教職員の共通理解の促進を図る。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめの疑いがある案件について情報共有し、その後のフォローアップについて対応中である。	引き続き、年間通して委員会を開催し、関係教職員で情報共有、事案への対応を行う。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全教職員を対象とした「教職員向けいじめに関する意識調査」を行った。また、教職員・第3ブロック高専等教職員を対象とした、いじめ防止についての研修を実施した。	引き続き、教職員対象のいじめ防止のための研修を実施する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	人権教育推進・いじめ防止対策委員会規程を定め、全教職員に周知している。	引き続き、全教職員に対し委員会規程を周知する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	「いじめ防止プログラム」内で年間スケジュールを定め、教職員に周知している。	引き続き、年間スケジュールを定め、全教職員に周知する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「いじめ防止対応マニュアル」にて、教職員の対応を周知徹底している。	引き続き、マニュアルを通じて、全教職員へ周知する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめの防止等のための基本計画」により全教職員に周知し、人権教育推進・いじめ対策委員会規程により委員会の役割を定めている。	引き続き、基本計画、委員会規程に基づき、全教職員へ周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	事案ごとにケース会議を開催し、関係教職員で情報共有・方針検討等を行っている。	引き続き、ケース会議を通じて関係教職員で情報共有、事案への対応を行なう。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	検証し、反映している。	引き続き、いじめ防止基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ防止対応マニュアルの内容を継続的に検証し、実施計画に反映する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	令和4年度は4回実施し、人権教育推進・いじめ防止対策委員会と共有した。	引き続き、年4回の学生向けアンケートを実施し、結果を全教職員と共有する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	スクールカウンセラー（非常勤）について、本校では学生支援センターに所属し、「学校いじめ対策委員会」と連携している。	引き続き、スクールカウンセラーと人権教育推進・いじめ防止対策委員会の連携を図る。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生を対象とした人権講演会にて、外部講師によるいじめに関係した講演を行った。	引き続き、外部講師を招いた人権講演会の中で、いじめに関係する内容に触れる。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	学生へのアンケート項目にいじめの定義に関する質問を含め、啓発に取り組んでいる。	引き続き、アンケートを通じて、いじめ防止に向けた取組を行う。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	今後、学生主体による防止プログラムの構築を検討していく。	学生会との意見交換、連携を試みる。	令和6年2月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページで、「いじめの防止等のための基本計画」等について公表している。	引き続き、基本計画等をウェブ上で公開していく。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめの防止等のための基本計画により、双方の保護者に対する対応を定めている。	引き続き、基本計画に従った対応を行う。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会において、外部評価者へ本校のいじめ対策を含む学生支援体制について説明を行っている。	引き続き、運営諮問会等を通して、学生支援体制について外部評価者へ説明を続ける。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	地元警察との連携体制ができています。	引き続き、地元警察との連携を継続する。	-